

# 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 会員規程

## 第1条（目的）

本規程は、一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(以下、GCNJという)の定款の定めるところに従い、GCNJの会員について重要な事項を定める。

## 第2条（会員の種別）

GCNJの会員は、次の2区分とする。

- (1) 正会員：国際連合の提唱するグローバル・コンパクト(以下、GCという)に署名した法人格を有する企業、団体ならびに地方公共団体。ただし、親会社がGC署名企業であり、かつ子会社の単独でのGC署名を認めない場合、当該子会社をGCに署名した法人格を有する企業とみなす。なお、当該子会社には、GC10原則等に関する活動報告をCommunication on Progress (COP)の形式で外部に発表することを推奨する。
- (2) 賛助会員：当法人の目的に賛同して財政的支援を提供する法人、地方公共団体、法人格を持たない団体、個人。

2.上記(1)の正会員は、理事会員、準理事会員、一般会員で構成する。

理事会員、準理事会員は下記の要件を満たす正会員が就任し、それぞれGCNJにおける資格、権利を保有することができる。

- (1) 理事会員：GCNJ運営の支援をするとともに、理事会費を通じて財務面の支援も行う。GCNJは、理事会員である旨をホームページにて公表する。また、理事会員に対しては、GCNJのイベントや個別のプログラムなどへの参加を優先的に案内する。  
なお、理事会員は、GCNJ理事会を構成する理事役員となることが出来、理事を退任後、諮問委員となることが出来る。諮問委員は、GCNJの求めに応じてGCNJの運営に対するアドバイスを行うことが出来、イベントなどへの案内が継続される。また、理事、諮問委員である旨をGCNJのホームページにて公表する。
- (2) 準理事会員：GCNJ運営の支援をするとともに、準理事会費を通じて財務面の支援も行う。GCNJは準理事会員である旨をホームページにて公表する。また、準理事会員に対しては、GCNJのイベントや個別のプログラムなどへの参加を優先的に案内する。
- (3) 会員が会員種別の変更を求める場合は、該当年度前月末までに理由を付記した書面をもって代表理事にその旨を届け出る。新たに理事会員への変更を求める場合は、経営執行委員会においてその可否を決定する。

## 第3条（会員の姿勢）

GCNJ会員の多様性を尊重するとともに、正会員は相互に協力する活動に積極的に参加することとする。

#### 第4条（会員の入会申し込み）

会員の入会申し込み手続きは別途制定する細則に定める。

#### 第5条（会員の入会承認）

GCNJ事務局の確認または審査結果をもとに、経営執行委員会において入会の可否を決定する。

#### 第6条（会員資格の取得）

入会の申し込みをした主体は、第5条に定める入会承認後、会費規程の定める会費を支払うことにより会員となることができる。

#### 第7条（会員の権利）

正会員は、定款第18条に定める議決権を持つものとする。

- (1) GCNJが運営する外部への発信媒体(WEBサイトを含む)での紹介
- (2) GCNJが運営する会員用WEBサイトのID/PWの付与と利用、活用
- (3) GCNJが主催する事業および催事への企画・参画ならびに参加
- (4) GCおよびGCNJの活動に関するサポートの収受

2. 賛助会員は、次の権利を持つものとする。

- (1) GCNJが運営する外部への発信媒体(WEBサイトを含む)での紹介
- (2) GCNJが主催する催事への参加
- (3) 特に経営執行委員会が認めた場合、GCNJが運営する会員用WEBサイトのID/PWの付与と利用、活用

#### 第8条（会員の義務）

会員は、会費支払いの義務を負うものとする。

- (1) GCNJから要請があった場合、決算および事業報告書を提出する。
- (2) 事業および催事に関し、GCNJの要請に基づき、企画、運営、情報提供などにおいて協力する。

#### 第9条（会員の退会、是正勧告、除名）

会員の退会、是正勧告、除名に関する規程は、定款第8条2項、第9～11条によるものとする。

#### 第10条（不返還）

当法人は、定款第12条に定めるとおり、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第11条（本規定の施行）

本規程は、平成30年4月1日より施行する。

#### 第12条（本規定の改廃）

本規程の修正および廃案は、理事会において決定する。

平成23年10月20日 制定

平成25年5月30日 改定

平成26年6月4日 改定

平成27年7月1日 改定

平成 29 年 6 月 1 日 改定

平成 29 年 10 月 27 日 改定

平成 30 年 4 月 1 日 改定